

在留資格諸申請に関する取扱い等について
**(上陸拒否の措置に関し、特段の事情があるものとして再入国を許可する具体的事例について、
再入国許可期限経過による在留資格認定証明書交付申請について)**

在留資格諸申請に関する取扱い等につきまして、出入国在留管理庁より以下のとおり案内が追加提供されましたので、お知らせします。

1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて再入国を許可することのある具体的な事例について

詳細は、以下の PDF ファイルをご参照ください。
<http://www.moj.go.jp/content/001321919.pdf>

なお、各々の事情が再入国許可の具体的な事例に当てはまるかどうかに関しましては、出入国在留管理局へ直接お問い合わせください。

(出入国在留管理庁 組織・機構)
<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>

2) 再入国許可期限経過による在留資格認定証明書交付申請について

再入国許可（みなし再入国許可も含む）により日本を一時出国中に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により再入国許可期限までに日本に再入国ができなかった場合、在留資格認定証明書の交付申請を再度行い、日本入国査証（ビザ）の再取得が必要となります。在留資格認定証明書の交付申請の際、出入国在留管理局様式の理由書の提出が求められます。「理由書」の様式（日本語のみ）は、次頁をご参照ください。

なお、国際交流サービスオフィスに在留資格認定証明書の交付代理申請を依頼される場合は、同「理由書」を作成・押印の上、学内便等で国際交流サービスオフィスにお送りください。

- 法務省出入国在留管理庁ホームページ 新型コロナウイルス感染症に関する情報
2-③帰国困難者に対する在留諸申請及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00155.html

理 由 書

年 月 日

法 務 大 臣 殿

国籍・地域

氏 名

上記の者の在留資格認定証明書交付申請について、下記の事実間違いありません。

記

- 1 再入国許可（みなし再入国許可も含む。以下同じ。）により出国したところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、再入国許可期限までに入国ができなかった者です。
- 2 申請内容に係る在留資格について、本邦において行おうとする活動は虚偽のものではありません。
- 3 本邦において行おうとする活動は、再入国許可による出国前に有していた在留資格（指定書が付されていた場合は指定書の内容を含む。）に該当する活動と同一であり、当社（当校）において同一の活動を行うものです。

受入れ機関名

印

住所

TEL

（留意事項）

申請に当たっては、在留カードの写しを添付してください。添付できない事情がある場合は、別途説明書（様式自由）を提出願います。